

豊中市民生委員・児童委員協力員配置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員（主任児童委員を除く。以下「民生委員」という。）が取り組む活動を充実するとともに、民生委員の負担軽減及び担い手育成を図るため、その活動を補佐する豊中市民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）を置くことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（配置基準）

第2条 原則として民生委員1人につき協力員は1名とする。ただし、民生委員が欠員となっている区域を臨時に担当する民生委員について、その臨時に担当する区域の数に応じて、複数人の協力員を置くことができる。

（推薦）

第3条 各地区の豊中市民生・児童委員協議会（以下「民児協」という。）の会長は、協力員候補者が次の各号のいずれにも該当するときは市長に対し、豊中市民生委員・児童委員協力員推薦書（様式第1号）を提出することにより推薦する。

- (1) 民生委員から協力員の配置について要請を受けていること。
- (2) 当該民生委員に協力員の配置が必要と認められること。
- (3) 協力員候補者が次条の適格要件を満たしていること。

（適格要件）

第4条 協力員の適格要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格見識ともに高く、社会奉仕の活動に理解と熱意がある者。
- (2) 原則として、民生委員の活動範囲内の地域に居住し、その地域の実情をよく知る者。

（委嘱）

第5条 市長は前条の規定により協力員の推薦を受けたときは、前条の要件を確認した上で、委嘱するものとする。

（職務）

第6条 協力員は、民児協及び担当地区の実情に応じて、民生委員と連携し、次の各号に掲げる範囲のうち必要とする活動を補佐する。

- (1) 地域住民からの相談対応と専門・関係機関の案内
- (2) 見守り訪問活動
- (3) 活動状況等の記録と民生委員への報告
- (4) ひとりぐらし高齢者登録の説明と市への申請
- (5) 会議・研修会等への参加
- (6) その他地域福祉活動への参加・協力

(義務)

第7条 協力員は前条に規定する職務を行うにあたり、民生委員法第15条及び第16条に規定される義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、正当な理由なく職務において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 協力員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書兼同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(任期)

第8条 協力員の任期は、補佐する民生委員の任期の範囲内で決定する。

2 再任は妨げない。

(解職)

第9条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、民児協の会長の具申に基づき、これを解職することができる。

(1)職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2)職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3)協力員としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は前項に掲げるもののほか、協力員から豊中市民生委員協力員辞任届（様式第3号）が提出されたときは、当該協力員を解職することができる。

3 前2項の規定にかかわらず協力員が死亡したときは、解職したものとみなす。

(活動費等)

第10条 市長は、協力員に活動謝礼として月額1,000円を支給できることとし、支給基準は次の各号のとおりとする。

(1)委嘱日が各月1日付の協力員に対する支給開始月は委嘱された月からとする。

(2)委嘱日が前号以外の日付の協力員に対する支給開始日は委嘱された翌月からとする。

(3)退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。

2 前号の規定に基づいた当該年度の活動費は年度末から50日以内に一括で支給する。ただし、年度途中で退任又は死亡した場合は支給終了月から50日以内に一括で支給する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員の配置及び運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月30日から施行する。

豊中市民生委員・児童委員協力員 推薦書

豊中市長あて

年 月 日

豊中市第 地区民生・児童委員協議会会長

当地区民生・児童委員協議会の以下の民生委員・児童委員は、民生委員・児童委員協力員の配置が必要なため、豊中市民生委員・児童委員協力員配置要綱第3条の規定に基づき、以下のとおり申請し、候補者を推薦します。

配置要請者（民生委員・児童委員）

氏名		担当地域	校区
協力員配置 を希望する 理由			
補佐して ほしい活動			
配置期間	年 月 日から	年 月 日まで	

協力員候補者

ふりがな		住所			
氏名					
電話番号		生年月日	年 月 日		
職業		民生委員 経験歴	有・無	活動謝礼の 希望	有・無

誓約書 兼 同意書

豊中市長あて

○下記の事項について遵守することを誓います。

1. 豊中市民生委員・児童委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。
2. 市長、地区民生・児童委員協議会長及び民生委員・児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。
3. 活動上の地位を宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

○以下の事項について同意します。

1. 協力員の個人情報は民生・児童委員協議会事務局（社会福祉法人豊中市社会福祉協議会）へ提供します。
2. 地域住民の方からの相談に応じるため、相談者には協力員の連絡先（氏名・電話番号・必要により住所）をお伝えする場合があります。

年 月 日

氏名（自署）

豊中市民生委員・児童委員協力員 辞任届

豊中市長あて

年 月 日

担当地区 校区

氏 名

私は、このたび民生委員・児童委員協力員を辞任いたしたく、以下のとおり届け出ます。

辞任年月日	年 月 日
辞任理由	
確認欄	地区民生・児童委員協議会長 氏名（自署）
	担当民生委員・児童委員 氏名（自署）